

自_編先々可_賜之、今夜_誤最_未引_之、又_不可_爲准、左兵衛督取之、次唄師料綾被物一重、中宮大夫取之、裏物一、左兵衛督又取之、次從僧等參進撤布施、次僧退下、公卿退下、次於同道場被始行七今日御逆修、公衛并爲行奉行如元

○按ズルニ、後深草天皇ノ崩御ハ、正應六年ヨリ後ル、事十二年、嘉元二年七月十六日ニアリ、
〔女院小傳〕永福門院鐸子伏見后略中、正和五、六、廿三爲尼、眞如源、四十六

○按ズルニ、伏見天皇ノ崩御ハ、正和五年ノ次年、即チ文保元年九月三日ニアリ、
〔女院小傳〕廣義門院藤寧子後伏見后略中、建武三、元延元、元二、廿五爲尼、四十五

初剃髮未至後全剃

〔榮花物語衣二十七〕宮東門院彰子后上の御ありさまを見たてまつれば、紅梅の御ぞ八ばかりたてまつりたるうへに、うきもんたてまつりて、えもいはすうつくしげにて、御ぐしはたけに一尺餘ばかりあまらせ給て、御ありさまさゝやかに、ふくらかに、うつくしうあいぎやうづきをかしげにおはします、たゞいまの國王一〇條の御おやと聞えさすべきにもあらず、をかしげに女御など聞えさせんによげなる御有様なり、ことしは萬壽三年正月十九日、御歳三十九にぞならせ給ける、いみじうわかじめでたくおはしますに、おまの御装束いみじうせさせ給へり、中いみじううつくしげにあまそぎたるちごどもの様にぞおはします、御ぐしあげさせ給へりし御有さまにもよろず見えさせ給、

〔續世繼一見〕女院后彰子は、略中、萬壽三年正月十九日に、御さまかへさせ給、御年三十九、御名は清淨覺と申けり、略中、は、まめは御ぐしそがせ給て、後にみなおろさせ給、

〔大鏡裏書〕上東門院彰子御事
萬壽三年正月十九日、出家、年三、十九法名清淨覺、同日、院號、長曆三年五月七日、於法成寺剃除鬚髮、

〔扶桑略記二十、八〕長曆三年五月七日、上東門院后彰子、令剃御髮、重受戒、大僧正明尊爲戒師、